

龍ヶ崎地方衛生組合告示第4号

龍ヶ崎地方衛生組合予定価格の事前公表実施要領（令和6年龍ヶ崎地方衛生組合告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月3日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 寛 信太郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事前公表の対象） 第2条 事前公表の対象とする入札は、一般競争入札及び指名競争入札（工事希望型指名競争入札を含む。）に付するもので、予定価格が<u>200万円</u>を超える建設工事（修繕を除く。）並びに予定価格が<u>100万円</u>を超える測量、建設コンサルタント業務及び草刈り業務等（いずれも積算根拠が示されているものに限る。）とする。</p>	<p>（事前公表の対象） 第2条 事前公表の対象とする入札は、一般競争入札及び指名競争入札（工事希望型指名競争入札を含む。）に付するもので、予定価格が<u>130万円</u>を超える建設工事（修繕を除く。）並びに予定価格が<u>50万円</u>を超える測量、建設コンサルタント業務及び草刈り業務等（いずれも積算根拠が示されているものに限る。）とする。</p>

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。